

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年5月27日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 榊澤 孝人

1 工事概要

(1) 工事名 美利河ダム堤内排水設備更新外工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 北海道瀬棚郡今金町

(3) 工事内容

堤内排水設備更新（水中ポンプ：口径80mm4台、動力盤1面、計装盤2面、機側操作盤2面、触針式水位計2台、静電容量式水位計2台、電極式水位計2台、フロート式レベルスイッチ2組、排水電磁弁1台）一式

副ゲートリフティングビーム整備（錆落とし、補修塗装）一式

堤頂階段更新（主ゲート室用屋外階段2基、副ゲート室用屋外階段1基）一式

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで。

(5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書及び見積書を受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。

(7) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。

(8) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(9) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式としては、

(ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

(イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(10) 本工事は、申請書の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

見積書の提出形式については、Excel2003形式で読み込み可能な電子データにて提出すること。また、紙による申請の場合は、CD-Rに保存し提出すること。

なお、策定した施工歩掛については、入札説明書等ダウンロードシステムにより入札参加者全員に公表する。

- (11) 本工事は、「若手技術者育成型」の試行工事である。
- (12) 本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。
- (13) 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。受注者は契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日での施工を行うことができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体として北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体としての決定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降に、次のアの要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ア 揚排水機場（揚水機場又は排水機場を含み、救急排水場を除く）ポンプ設備又はダム堤内排水設備（水中ポンプ）の製作及び据付、又は修繕の機械設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、製作と据付は同一工事でなくてもよい。
（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

なお、当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での施工期間に専任で配置できること。現地での施工期間は、令和2年10月11日から令和3年3月19日までを予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任予定技術者とする。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとし、工場製作において配置する主任技術者については、以下のアの基準を満たすこととする。ただし、当該専任予定技術者と同一でなくてもよいものとし、同一工場内での製作については他の工事との兼任を認める。

ア 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する者（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。建設業法第7条第2号イ、ロに規定する実務経験は別紙に機械器具設置工事の実務経験証明書を提出すること。）であること。

また、配置予定技術者で機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する場合は建設業法第7条第2号イ、ロのいずれかに該当することとするので、機械器具設置工事業に係る実務経験証明書は省略してもよいが、その資格の写しを提出すること。

ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のすべてが上記の資格を有する者を配置すること。

イ 平成17年度以降に、上記(4)本文に掲げる工事を元請けとして施工した経験（据付又は修繕）を有する者であること（従事役職は現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者のいずれかは問わない。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事を元請けとして施工した経験（据付又は修繕）を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす詳細設計を行う者（以下「詳細設計技術者」という。）を配置できること。

なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

ア 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する者（建設業法第7条第2号イに規定する学科は、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とし、建設業法第7条第2号イ、ロに規定する実務経験は別紙に機械器具設置工事の実務経験証明書を提出すること。）又はRCCM（機械）の資格を有する者。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。

ア 単体

平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、平成25年度及び平成26年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績表定点の平均点が65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成23年度及び平成24年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績表定点の平均点が65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成21年度及び平成22年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績表定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

平成29年度及び平成30年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、平成27年度及び平成28年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去4年度の受注実績がない場合は、平成25年度及び平成26年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去6年度の受注実績がない場合は、平成23年度及び平成24年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績表定点が全構成員の平均点で65点以上であること。過去8年度の受注実績がない場合は、平成21年度及び平成22年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績表定点の平均点が65点以上であること。

- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
- (11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所が所在すること。（共同企業体の場合は、全構成員が有すること。）
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 見積書について、提出期限までに提出されない場合、もしくは提出された見積書に不備がある場合は、競争参加資格がないものとする。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。

イ 資料に示された実績、により最高26.5点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 企業の施工能力に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。評価項目は次のとおり。

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒040 - 8501 北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 契約課 入札スタッフ 上席契約専門官

電話 0138-42-7526（直通） FAX 0138-42-9821

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和2年5月27日（水）から令和2年7月10日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、上記4(1)の担当部局へ簡易書留又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。交付期間は上記の期間と同様とする。

(3) 申請書及び資料並びに見積書の提出期間、場所及び方法

ア 申請書及び見積書

令和2年5月27日(水) 9時00分から令和2年6月10日(水) 12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和2年5月27日(水) 9時00分から令和2年6月10日(水)12時00分までに、上記4(1)の申込先へ、原則として持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

イ 資料

4(5)【入札日時】に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 見積を行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間、場所及び方法

見積を行うために必要な公示用設計書及び図面等については、令和2年5月27日(水)から令和2年6月10日(水)までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分(最終日は入札書受付締切予定時刻である13時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、4(2)の方法により申し込むこと。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和2年7月10日(金) 13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、北海道開発局函館開発建設部契約課に持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

開札は、令和2年8月7日(金) 9時15分 北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。

(6) 落札の決定

落札の決定は、令和2年8月7日(金)を予定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行函館支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局函館開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照。)

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。

- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (15) 詳細は入札説明書による。